

聖籠町告示第30号

聖籠町公共交通検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年9月19日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町公共交通検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 聖籠町における持続可能な公共交通について検討をするに当たって、町民等の意見を反映させるため、聖籠町公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、聖籠町における公共交通の基本的方向及びそれを踏まえた具体的な公共交通体系を構築するために必要な事項の検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 新潟県警察の職員
- (4) 道路運送法の規定に基づき旅客自動車運送事業を営んでいる法人の役員又は職員
- (5) 一般町民
- (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理者)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員

がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。